

「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

本事業は、株式会社レノバが、秋田県由利本荘市沖合において、最大で総出力1GWの大規模な洋上風力発電所を着床式で設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

また、本事業の事業実施想定区域は、秋田県が設立した「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」により、これまでに得られた情報に基づき、秋田県の一般海域(沖合)における洋上風力発電の「候補海域」として示された区域を参考に設定されたものである。

一方、事業実施想定区域は海岸から1kmの離隔を確保しているものの、沿岸部及びその周辺には、多数の住居等が存在することから、供用時における騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

また、事業実施想定区域及びその周辺では、ハチクマ及びノスリの渡りが確認されていることから、これら鳥類への影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続終了若しくは手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 関係機関等との連携及び住民への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係する地方公共団体の意見を十分勘案し、方法書以降の環境影響評価手続を進めること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域においては、本事業の風力発電所に係る設置工事、試運転又は供用開始が段階的に行われる可能性があり、また、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。よって、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、本事業が段階的に行われる場合には、各段階間の累積的な影響についても、併せて調査、予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 最新の知見の反映

水質汚濁、水中音の発生等による影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

(6) 事業計画の見直し

1.(3)並びに2.(1)及び(2)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、風力発電設備の配置等によっては、供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。よって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、風力発電設備の配置等によっては、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。よって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、ハチクマ及びノスリの渡りが確認されており、また、本事業は南北約30kmに及ぶ区域に最大約140基の風力発電設備を設置する計画であることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害による鳥類への影響が懸念される。よって、鳥類の種ごとに高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握するため、専門家等からの助言を踏まえつつ、適切な時期、時間帯、回数、地点及び調査法により調査を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、本荘マリーナ等複数の主要な眺望点が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。よって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向及び水平視野を考慮した眺望景観に係る客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、本荘マリーナ等複数の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、供用時の騒音、風車の影及び景観変化等により、これら活動の場への影響が懸念される。よって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これら人と自然との触れ合いの活動の場に関する利用の状況等に係る調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係自治体等の意見を踏まえること。